

## (13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

西伯郡大山町 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金484,050円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成24年3月12日

#### (2) 事故発生場所

西伯郡大山町茶畠地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方設置の門柱に衝突し、同門柱を破損させたものである。